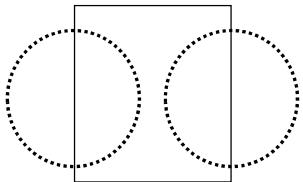


# 動産贈与契約書

甲 ●●

乙 ●●

令和●年●月●日



贈与者である●●（以下「甲」という）と受贈者である●●（以下「乙」という）は、別紙記載の動産（以下、「目的物」という）について以下のとおり契約を締結する。

## 第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対し目的物を贈与するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（贈与）

甲が目的物を無償で乙に与える意思を表示し、相手方が受諾をする。

## 第3条（贈与期間）

甲は、乙に対し、令和●年●月●日から令和●年●月●日まで毎月●回、継続して贈与する。

## 第4条（引渡し）

甲は乙に対し、●●（引渡し方法）により目的物を令和●年●月●日までに現状有姿のまま下記住所にて引き渡す。

住所：\_\_\_\_\_

2. 本目的物の引渡しのために要する運搬費用等一切の費用は●（甲 or 乙）の負担とする。

## 第5条（不可抗力）

天災地変等の不可抗力により本契約及び個別契約の全部又は一部の履行遅延あるいは履行不能の事態が生じた場合、甲は、その責を免れる。この場合、引渡不能となった部分については、契約は解除されたものとし、甲は速やかにその旨を乙に対し通知しなければならない。

## 第6条（表明保証）

甲は、乙に対し、本契約締結日において、次に掲げる事項が、真実かつ正確であることを表明し保証する。

- ① 本目的物について真正な処分権その他権利を有すること。
  - ② 本目的物について第三者の権利（第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権等）を侵害していないこと。
  - ③ 本目的物について事前に説明を受けていない債務及び担保権が存在しないこと
  - ④ 甲が、本契約を締結する正当な権限を有すること及び本契約を適切に履行する能力を有していること
2. 甲が前項に反した場合、乙による第8条に定める契約の解除を妨げない。
3. 乙は、本条第1項による表明の内容が真実又は正確でないことが判明した場合には、その内容如何にかかわらず、直ちに甲に対し、その旨書面により通知するものとする。

## 第7条（契約解除）

甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ① 契約又は個別契約の条項に違反し、相当の期間を定め是正を勧告したにもかかわらず当該期間内に是正を行わないとき
  - ② 自ら振り出し、又は裏書した手形、小切手が1通でも不渡りになったとき
  - ③ 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分などの強制執行を受けたとき
  - ④ 破産、会社更生法の申立、民事再生手続きの申立をし、又はこれらの申立がなされたとき
  - ⑤ 解散、合併又は営業の全部、重要な一部の譲渡を決議したとき
  - ⑥ 監督官庁から営業取消し、営業停止等の処分を受けたとき
  - ⑦ 財政状態が悪化し、又はその恐れがある相当の事由があるとき
  - ⑧ 前各号に準じる事実が生じたとき
2. 前項に基づいて本契約が解除されたときは、帰責事由の存する当事者は、他の当事者に対し、本契約の解除により他の当事者が被った損害を賠償するものとする。

## 第8条（第三者との紛争）

甲及び乙は、本業務の履行に関連し第三者の権利を侵害し、当該第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決しなければならない。

2. 前項の紛争により当事者の一方に損害が生じた場合、相手方は弁護士費用を含め、当事者の一方に生じた一切の損害を賠償しなければならない。

## 第9条（反社会的勢力の排除）

甲又は乙は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、企業会員、右翼標榜団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（以下「反社会的勢力」）と一切関連及び取引等がないことを相手方に対して表明及び保証する。

2. 本契約締結後、甲又は乙に関し、次の各号のいずれか一に該当するときは、甲又は乙は本契約及び甲乙間で締結したその他の契約の全部又は一部を無催告解除することができるものとする。
- ① 本条第1項に規定された表明及び保証に虚偽があった場合
  - ② 反社会的勢力との関連性を相手方が認めた場合
  - ③ 甲又は乙又は甲又は乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、自らあるいは第三者を利用して相手方に対し、暴力的又は威迫的な行為、もしくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行った場合
3. 甲又は乙が前項の規定により本契約及び甲乙間で締結したその他の契約の全部又は一部を無催告解除した場合、帰責事由の存する当事者は、相手方が被った損害、費用及びその他一切の損失について、損害賠償請求することを妨げない。また、前項の規定により無催告解除した当事者は、相手方に本契約解除に伴う損害が発生しても、一切の損害賠償義務を負わない。

## 第10条（守秘義務）

甲及び乙は、形式（書面、口頭、電磁的記録及びその他のあらゆる媒体を含む。）の如何を問わず、履行に関し、相手方から開示若しくは提供され（本契約締結前に開示若しくは提供されたものも含む。）又は自ら知り得た、相手方が所有又は管理する一切の情報（以下、「秘密情報」という。）を、相手方の書面による事前の承諾なしには、第三者に開示又は漏洩せず、かつ、履行の目的以外に使用しない（以下において秘密情報を開示した当事者を「開示当事者」、秘密情報の開示を受けた当事者を「受領当事者」という。）。なお、本契約の存在及び内容については、甲の秘密情報とみなす。

2. 前項に定める守秘義務は、以下の各号のいずれかに該当することを証明できるものについては適用しない。

- ① 知り得た時点で受領当事者が、以前から開示当事者に対し守秘義務を負うことなく適法に保有していた場合
- ② 知り得た時点で既に公知となっていた情報又は知り得た後に受領当事者の責によらずして公知となった情報
- ③ 受領当事者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報
- ④ 受領当事者が秘密情報を利用せず独自に開発した情報

3. 本条第1項の規定にかかわらず、受領当事者は以下の機関から開示が要求された場合には当該開示が要求される範囲の秘密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は直ちにその旨を開示当事者に法令で許容される範囲で通知し、開示当事者が行う当該開示要求に対しの異議申し立て等の手続に対し協力を要請された場合は、必要な範囲でこれに応じるとともに、秘密情報の秘密性が保持されるよう相当な措置を講じるよう合理的な範囲で協力しなければならない。

- ① 裁判所
- ② 政府機関
- ③ 金融商品取引所
- ④ その他機関

4. 本条第1項の規定にかかわらず、以下のように受領者は業務上知る必要があり、かつ、本契約を遵守することに同意した者に限って開示者の秘密情報を開示できるものとし、当該被開示者に対して本条と同一の義務を負わせるものとする。

- ① 弁護士
- ② 公認会計士
- ③ 税理士
- ④ フィナンシャルアドバイザー
- ⑤ コンサルタント

5. 受領当事者が開示当事者の秘密情報に基づき独自の情報を作成した場合、受領当事者の秘密保持の範囲は当該秘密情報部分のみならず、独自の情報全体に及ぶ。

6. 受領当事者は、本件目的の範囲内に限って秘密情報が記録された資料・印刷物等の文書及び見本・資材並びにそれらの複製物を、秘密情報が本契約の履行に不要になった場合、又は、本契約若しくは個別契約が満了、解除された場合には速やかに（遅くとも当該終了時又は開示当事者の請求時から1カ月以内に。以下本項において同様とする。）開示当事者に返還し、開示当事者が請求した場合には

速やかに廃棄（電磁的記録の場合は消去することを含む。）し、当該廃棄を証する書面を開示当事者に提出する。

7. 本条に定める守秘義務及び秘密情報の目的外使用の禁止は、本契約の終了から●年間存続する。

### 第11条（協議）

本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、これを解決する。

### 第12条（存続条項）

本契約が終了し又は解除された場合においても、第8条（契約解除）、第9条（第三者との紛争）、第10条（反社会的勢力の排除）、第11条（守秘義務）、第12条（協議）、第13条（存続条項）、第15条（専属的合意管轄）について有効に存続するものとする。

### 第13条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

### 第14条（専属的合意管轄）

甲及び乙は、本契約から生じた紛争について、●●裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の成立を証して、本書2通を作成の上、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 ●●

印

乙 ●●

印